## 専門実践教育訓練明示書

•••	1,7	<b>1</b> 120	7/		H/'I	小小	.71							
講座の名称	別科助産専攻													
実 施 方 法	①通学《	昼間・	夜	間・ゴ	上日 )	2	通信	スクー	ーリング	ブ(回数	回)			
指定講座番号(15桁)	25100	03				171	0011			<b>—</b> 0				
講座の創設年月日	専門実践教育訓 対象講座の指定			過去で	講	入講者数(10人)				修了者数(10人)				
平成27年4月1日	令和8年	3月31日	まで	座実	績									
訓練期間		12ヶ月			総 訓 練 時 間 990									
1. 教育訓練目標		-				•								
①取得目標とする資格の名称、目標レベル					■ 業務独占資格・名称独占資格 (助産師 ) □ 職業実践専門課程 ( ) □ キャリア形成促進プログラム ( ) □ 専門職大学院 ( ) □ 職業実践力育成プログラム ( ) □ 情報通信技術関係資格 ( ) □ 情知通信技術関係資格 ( ) □ 第四次産業革命スキル習得講座 ( ) □ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ( ) 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等新生児蘇生NCPR(A)コース、受胎調節実地指導員									
②①に係る資格・試験等	の実施機関名称			厚生労働省										
③当該資格等を取得する 格等	ための要件また	:は受験	資	本別科に1年以上在籍し、卒業要件単位数35単位以上を習得した場合、修了が認定され、助産師国家試験受験資格が得られる。										
④当該技能・知識の習得種・職務及び習得された る業界と活用状況				診療所(クリニック)、病院など助産実践現場で、助産師として活用される。また、地域における母子保健活動に携わり、地域 貢献ができる助産師として活用される。										
2. 教育訓練の内容	\$													
教 科	(カリキュラム	<b>ム</b> )			時	間			使 用	教 材 名				
助産学概論			~~~~~					±=±=	<del></del> ∧₄	o <del>**</del>				
生殖の形態と機能							. Bh	<ul><li>・助産字講座 全10巻</li><li>・助産師業務要覧①基礎編 2025年版</li><li>・助産師基礎教育テキスト② 2025年版</li></ul>						
ウィメンズヘルス論							.助							
母性の心理・社会学		~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~		・助産師基礎教育テキスト④ 2025年版 ・助産師基礎教育テキスト⑤ 2025年版 ・助産師基礎教育テキスト⑥ 2025年版									
生命倫理				nana)										
	t 作品)			J										
		又1小子)			·新生児学入門									
助産・ウィメンズヘルス学	-)				一大成マグーノイ形例									
ヘルス・コミュニケーション							サルドルスルバング							
地域母子保健学	-													
地域母子保健演習			~~~~~~	*************	~~~~~~	~~~~~~~~~~~								
母乳育児支援							明 (電子版付)							
	災害看護含む)						■ 達婦人科必携 母体急炎時の初期対応							
助産学研究						60時間	- 1、第37以							
						360時間								
助産学実習 I (分娩介助実習) 助産学実習 II (継続事例実習)						90時間	1							
助産学実習 II (継続事例実習) 助産学実習III (地域連携と母子保健活動)						45時間	]							
助産管理学(医療安全・災害看護含む) 助産学研究 助産学実習 I (分娩介助実習) 助産学実習 II (継続事例実習) 助産学実習II (地域連携と母子保健活動)														
〈指定外カリキュラム〉 ※いずれか1科目以上を選択 国際母子保健														
リラクゼーション論					************	***************************************								
	# <i>-</i>	14 1:- 1			7 /2 /!! '	·> 1 * \								
3. 受講者となるた	機能 30時間 30時間 30時間 30時間 30時間 30時間 30時間 30時間													
リラクゼーション論 合 計3. 受講者となるための要件(この講座を受講①受講するに当たって必要な実務経験等      看護的又は名					1日の	時点で看	<b>i護師</b> :	免許取	得見辽	込の者				
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 看護師					市免許を有するもの 毎年4月1日の時点で看護師免許取得見込の者									
③その他														

## 〔特記事項〕

#### 門 書 実 践 教 育 訓 練 明 示 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 (1)資格取得状況 ① 前年度の修了者数 10 人 ② ①に係る教育訓練の入講者数 10 人 ③ ②のうち目標資格の受験者数 10 人 受験率(3/2) 100 0 % ④ ③のうち合格者数 10 人 合格率(4)/(3)) 100.0 % ⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1 人 ⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2 0 人 就職·在職率(5)+6/2) 100.0 ※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、 修了後に別の職に転職した者。 (2)受講修了者による講座の評価等 1) 回答者総数 10 1 正社員 0 人 ②A:就業者計 2 非正社員、派遣社員 人 0 ② 受講開始時の就 業状況等 3 その他の就業(自営業等) 0 አ n ②B·非就業者討 4 非就業 10 人 ③の回答数合計 1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ 人 0 ※②Aと同数(又はそれ ③ 受講開始前と現 2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職) 0 人 以下) 在の就業先の変化 人 0 3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない 10 人 ④A: 就業者計 2 非正社員、派遣社員 0 人 ④ 受講後の就業形 態 人 10人 3 その他の就業(自営業等) 0 4 非就業者 0 人 ④B: 非就業者計 人 1 3割以上増加した 2 1割以上3割未満増加した 人 ⑤の回答数合計 人 3 1割未満増加した n ※④Aと同数(又はそ ⑤ 受講後の賃金変 人 4 変わらない 0 れ以下) 化 5 1割未満減少した 0 人 人 6 1割以上3割未満減少した 0 人 1人 7 3割以上減少した 0 1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ 人 1 2 配置転換等により希望の業務に従事できる 0 人 人 3 社内外の評価が高まる 0 人

4 早期に転職・再就職できる ⑥ 講座の受講の効 5 希望の職種・業界に転職・再就職できる 6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる

人 0 人 7 趣味・教養に役立つ n 8 その他の効果 0 人 人 9 特に効果はない

1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した ⑦ 受講開始時に就 2 受講修了後3~6か月以内に就職した 業していなかった受講 3 受講修了後6~12か月以内に就職した 者の就業状況 4 就職していない 1 大変満足

⑧の回答数合計 2 おおむね満足 7 人 ※①と同数(又はそれ以 ⑧ 講座の全体評価 3 どちらとも言えない 人 下) 4 やや不満 0 5 大いに不満 n

(3)受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、 一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)

本講座修了生の助産師国家試験合格率および就職率は100%となっている。講座に対しては概ね満足が得られており、助産師として希望の職種に就き、 処遇も向上している。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそ	
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の	講義、実習等の出席状況、レポートおよび試験結果を総合評価

把握·測定方法

するとともに、前期後 期の定期試験を実施し、到達度を把握している。

0

5

10

0

0

0

1

人

人

人

人

人

人

⑥の回答数合計

⑦の回答数合計

れ以下)

※②Bと同数(又はそ

10人

10人

10人

(通信制講座の場合)

スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

# 専門実践教育訓練明示書

				l J	<u> </u>	بكربلا	水		וי/ם	小不	77						
6.	受講効果の把	□握方	ī法														
	受講認定基準・月ごとの出席		!期試験、	進級試	験等の	具体的	基課題「S」	)出席時 重レポート 「A」「B」「	間数が66 、試験結 C」「D」「	6%(2/3 吉果等 <i>の</i> F」で評	3)以上で D総合評 価し、「S	でなければ 価を行い SJ「AJ「B	ば受験で ヽ、それぞ 」「C」を	きない。 れの科 単位認定		か評価法に分	西、
	受講認定基準バル到達度把		る、教育目標に対する技能・知識 削定方法					修了とな	り、修了 、授業の	証が与 到達目	えられる 標に沿っ	。単位語	記定にあ	たっては、	単位以上を、 、シラバスに 準により評(	記載さ	され
(3)· (出)	修了認定基準 席率•修了認定	官試験	(等の具体的な基準)					学助産専 <sup>‡</sup> お、修了と		<u> </u>	学し、所知	定の要件	‡に沿って	で必要な3	85単位以上	を修得	非した
	修了認定基準 バル到達度把							シラバスに全科目の到達目標を揚げ、目標達成のため授業を展開している。実習指導者は助産実習対象のケアに責任をもってお互いに連絡・調整を密にしながら学生指導を行う。									
7.	受講中又は修	多了後	における	受講者	に対す	る指導及	及び助 <sup>-</sup>	言並び	に支援の	の方法	ţ						
(1)受講中の者に対する習得度·理解度に関する具体的な助言·指導の方法						的オフ	オフィスアワー制度によって、修了までの適切な指導・助言を行っている。										
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)						取得		の支援を	行ってし	いる。就	職支援に			試験」を提傾 数員の個別			
8.	その他の事項	Ę															
指 定 教 育 訓 練 実 施 者 名 及 び 代 表 者 名 及 び 代 表 者 名						틙						(代表:	者名∶理	事長 國	—— 松 嘉	仲)	
住所及び連絡先 〒521-1123 滋賀県記					₹彦根	逐根市肥田町720番地 TEL 0749-43-3600											
施 設 名 称 及 び 施 設 長 名 聖泉大学											(施設:	長:学長	唐 楽	翼)			
	住所及び	連絡	先	〒52	21-1123	3 滋賀県	₹彦根	市肥田	町720番	∳地			TEL (	0749-43	-3600		
±	苦情受付者	氏名	青山 吉伸 所属 教務部				部	事務担当者 氏名 山川 直美				直美	所属	教務部	教務	<b>务課</b>	
	連絡先	ТІ	EL 0749-43-3600					連絡先 TEL 0749-43-7					601				
専門	実践教育訓練	経費	1. 専門	 『実践教	<b>女育訓</b> 絲	東給付金	の対象	泉となる	経費(	(1) +	2)				1,500,000	円	
支扌	払い方法		① 入 学		——— 税 込 額	———— 須)				T							
1	一括払			(※割引・還元措置を実施した その差引き後の税込額と											200,000		
	分割払		② ☲ #	E 보기 / ∓	当 71 宛	5 \					第1 第2	期			650,000 650,000	円	
(3)	両方可能		② 受講 料(税 込額) (※割引・還元措置を実施した その差引き後の税込額とす								第3 第4 第5	期				円 円 円	
											第6		TT <del>***</del>			円	
			2. 専門	専門実践教育訓練給付金の対象:						(1)		必須教 + ③ -			0 	<u>円</u> 0,000	)
			(1)					~ / I' C' ∕	・少作工具		. &	. 🐷 1	· • · /		120,000		
			① 任意の教材費(税込額) ② 実習等に伴う交通費・宿												100,000		
		③ 施設維持費(税込額)					)								200,000	円	
④ その他(法人への寄付金					寸金、P	Cの損 <sup>!</sup>	害保険	料、情	報誌代	)(税	込額)		50,000	円			
			3. 総客	頁(1+	-2) (₹	税込額)									1,970,000	円	

### 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1)専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2)受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) <u>現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を</u>差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額 から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になり ます。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4)専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。